

大情審答申第 366 号
平成 26 年 3 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を却下する理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定の妥当性、すなわち本件各請求が下記3(3)の本件濫用請求に該当するか否かである。

3 平成25年3月15日付け大情審答申第332号（以下「先例答申」という。）について

当審査会は、先例答申で以下のとおり判断している。

- (1) 答申第272号は、既に交付されている公文書以外に、主治医への照会に使用した照会文の一部の記載について、照会項目を追記したことの根拠となる公文書の存否を争点として、当審査会は、実施機関の行った不存在による非公開決定は妥当であると判断している。
- (2) 答申第272号からすると、実施機関は、少なくとも3年半以上異議申立人の対応をしていることとなるが、実施機関の主張に鑑みると、実施機関が同一の公文書を繰り返し特定しているのは、特定すべき公文書は、他には存在しないと考えているためであることが窺える。

その上で、当審査会において、公開請求の内容を確認したが、実施機関として特定すべき公文書はすべて特定されており、他に特定すべき公文書は認められず、実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も他に認められなかった。

以上を踏まえると、実施機関の行った決定はいずれも妥当である。

- (3) 今後、同じ異議申立人から、先例答申別表2の（え）欄に記載の旨の公開請求が改めてなされた場合はもとより、先例答申第5の4に記載の主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することについて公開請求（以下「本件濫用請求」という。）がなされた場合には、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されることから、実施機関は当該公開請求を却下すべきである。

4 本件各決定の妥当性について

本件各請求は、先例答申において今後却下すべきとされた本件濫用請求に該当すると認められることから、本件各決定はいずれも妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美